

**「令和6年度 山下公園通り周辺における公共空間活用実証実験企画運営委託」  
受託候補者特定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 「令和6年度 山下公園通り周辺における公共空間活用実証実験企画運営委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）」に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施方針等
- (4) ワーク・ライフバランスに関する取組等

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
  - (2) 業務実施体制
  - (3) 業務実施方針等
  - (4) ワーク・ライフバランスに関する取組等
- 2 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価項目の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。  
都市整備局 企画部 企画課長（委員長）  
都市整備局 都市交通部 都市交通課長（副委員長）  
都市整備局 都心活性化推進部 臨海部活性化推進課長  
にぎわいスポーツ文化局 にぎわい創出戦略部 にぎわい創出戦略課担当課長  
道路局 道路政策推進部 道路政策推進課長  
中区 総務部 区政推進課長
  - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
  - 5 委員長は、評価結果を都市整備局第二入札参加資格審査・業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年7月31日から施行する。